

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日～ 令和10年 3月 31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率5%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率95%以上

<対策>

- 2026年8月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2027年1月～ 両立支援等助成金を活用し、育休期間中の周囲の労働者に対する手当を支給する

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内に1か月30時間未満を6月とする。

<対策>

- 2026年8月～ 全社員を対象に目標の通達・周知を図る
- 2027年1月～ 月間30時間を超える営業所の業務量の見直し、効率化などの取組実施
- 2028年2月～ 全社方針会議にて、達成した営業所の表彰と事例発表

社員全体113人

総合職社員85人

一般職社員28人

男性社員75%

女性社員25%